

主な議案と質疑

今定例会では、市長提出議案などが29件、議員提出議案が2件提出され、いずれも承認・可決・同意されました。ここでは、主な質疑や、討論が行われ賛否が分かれた議案などを紹介します。

独自の原油価格・物価高騰対策で市民・事業者を支援！

「戸田市原油価格・物価高騰対応緊急支援パッケージ」に関する補正予算などを可決

支援策
その1

議案第45号 令和4年度戸田市一般会計補正予算（第4号）

キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを実施

市民への支援と、市内消費の活性化による事業者への支援を同時に行うものです。

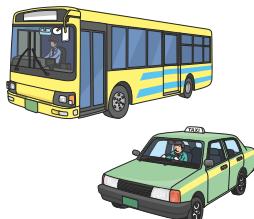
Q 実施期間とポイントの還元率は。

A キャンペーンの実施期間は令和4年10月の1か月間で、ポイント還元率は30%。1回の買い物での上限は3,000円、期間中の上限を12,000円として実施する。

支援策
その2

議案第45号 令和4年度戸田市一般会計補正予算（第4号）

公共交通事業者を支援



Q 事業の対象と支援内容は。

A 新型コロナウイルスによる影響の長期化や燃料価格高騰の影響を受けている市内の路線バス事業者とタクシー事業者を対象とし、保有する路線バス1台当たり10万円、タクシー1台当たり5万円を補助する。

支援策
その3

議案第49号 令和4年度戸田市水道事業会計補正予算（第1号）・議案第50号 令和4年度戸田市下水道事業会計補正予算（第1号）ほか1件

水道・下水道基本料金を4か月分免除

原油価格・物価高騰に対する市民生活・事業者支援として、市内のすべての世帯・事業所の水道料金と下水道使用料のうち基本料金分を4か月分免除するものです。

*7月から10月に実施する検針のうち4か月分（2検針分）が減免の対象となり、お住まいの地域によって検針が奇数月か偶数月かが異なります

特別会計

報告第7号 専決処分の承認を求めるについて（専決第4号 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

国民健康保険税の課税限度額を見直し

中所得層への配慮を行いつつ、高所得者に応分の負担増を求める目的とした地方税法施行令の改正を受け、課税限度額を見直すものです。

Q 見直しの影響を受ける世帯数とその額は。

A 影響を受ける世帯数は約400世帯、金額にして約930万円となる見込み。

承認（賛成22人 反対3人）

反対

- ①国庫補助により真に持続可能な制度に
- ②議会に審議させない制度設計に断固反対

本田 哲 議員

①国保税の課税限度額は、平成20年の68万円から、今回の改正後は102万円と、この十数年間に34万円も引き上げられている。国は一般会計からの繰り入れを赤字とし、解消しようとしているが、年金受給者や低所得者、中小零細企業の経営者などが多く加入している制度を保険税だけで維持することには限界がきいている。国庫補助により真に持続可能な制度にすべきである。

②国からの交付金を獲得するためには議会の審議を経ずに専決処分せざるを得ない国の制度設計に断固反対する。

賛成

- ①税負担の公平性の確保が目的
- ②専決処分を行った判断は妥当

宮内 そうこ 議員

①課税限度額の引き上げは、税負担の公平性の確保を目的としており、低中間所得者への配慮をより手厚くするためのものである。

②国の法改正と同じ年度中に課税限度額を改正することは、国からの交付金を獲得するための「保険者努力支援制度」の評価基準となっているほか、令和3年9月の国保運営協議会からの答申でも、国の法改正から遅滞なく対応することと記されており、条例改正を専決処分にて行った市の判断は妥当であり、賛成する。

人事

◎戸田市公平委員会委員

奥墨 章氏（新任）

◎戸田市固定資産評価審査委員会委員

高宮 大輔氏（新任）

本橋 江里子氏（新任）

『結果』いずれも同意（全会一致）

意見書

委員会提出議案として意見書2件を可決し、国・政府に提出しました。

◇環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

◇地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

～議会からのお知らせ～

陳情は原則審査対象に

陳情^①の取り扱いについて、議会改革特別委員会にて協議を重ねた結果「陳情も切実な要望であり、一人ひとりに寄り添い、そうした声を大切にすべきである」と結論付け、これまで議員への周知のみであった陳情についても、今後は基本的に議会の審査対象とすべきと決定されました。

この決定を受け、議会運営委員会にて審査対象とすべきかの判断基準や審査手順などについて協議し、右図のとおり決定しました。

なお、詳しくは議会ホームページの「請願・陳情」のページをご覧ください。

*陳情・市政に対する意見や要望を市議会に対して提出できる制度で、「請願」とは違い、議員の紹介が不要となっている

*運用開始は9月定例会から

受付期限

定例会開会 8日前の 17時 15分
(その日が休日の場合はその前日)

審査の対象としないもの（議会運営委員会での多数決で決定）

- ①基本的人権を否定するなど、違法行為を求めるもの
- ②裁判で係争中のもの
- ③個人や団体を誹謗中傷し、又はその名誉を棄損する恐れのあるもの
- ④個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- ⑤脅迫、恐喝等、公序良俗に反する用語を含むもの
- ⑥既に採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
- ⑦議員及び職員個人の身分に関するもの
- ⑧その他、議会の審議になじまないもの